

公的不動産に関する調査研究会（日本不動産研究所主催）

「第2回 新地方公会計に係る地方公共団体の現状及び今後取り組むべき事項について」議事要旨（平成21年11月4日開催）

■地方公共団体の現状及び課題について

<地方公共団体の現状>

- すべての都道府県で財務書類に係る作業に着手済みで、8割以上の市町村が平成20年度末までに新地方公会計モデルによる作業を予定している。総務省公会計WGでは、財務書類の活用方法をまとめる方針である。
- 固定資産台帳は会計上は補助簿であるが、地方公共団体の資産は大半が固定資産であることを考えると非常に重要度は高い。
- 固定資産台帳に関して、資産が多岐にわたることからデータ収集に非常に苦労した。
- 研修会等を主催し県内市町村への導入支援を実施しているものの、規模が小さな市町村では財政担当が1人である等の問題をかかえているのが現状である。

<地方公共団体の課題>

- 道路に関しては、底地の筆数が非常に多いため資産と執行データを結びつけて管理するのは難しさがある。
- 財務書類4表は作成した。今後は、それを活用した財務分析、固定資産台帳の整備が必要である。そのためには庁内体制を整備することが重要である。
- 連結対象については、当面、取得原価が評価額として認められていること、第三セクターにおいては、時価評価であること、これに公正価値評価が加わり、評価のスタンスが異なってしまうことも問題である
- 財務書類4表は作成したため、今後は財務書類の分析が必要であると考えている。しかしどのような指標に基づいて分析を実施すれば良いのかよくわからない。

■今後取り組むべき事項について

<宇城市の取り組みについて>

- 効率的かつ効果的な資産運営のあり方の検討資料として「施設白書」を作成した。
- 総務省方式改訂モデルで作成した財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書）を用いて、施設別に比較した。

<質疑応答>

- 固定資産台帳の整備は、利活用の仕方をイメージし、資産の種類に応じてメリハリをつけることが重要である。
- 利活用計画の具体的な作成については、全庁横断的な視点で実施していく必要がある。売却可能資産に目が向きがちであるが、行政財産にも視野を広げることも考えられる。
- 固定資産の整理にあたっては、エリア整備など事業計画にあるもの、今後利活用計画があるもの、何ら整備計画のないものといった分類等も、公会計の整備にあわせて積極的に取り組むべきである。
- 公的不動産の利活用という観点においても全庁横断的に情報を把握していくことが重要である。